

## 学位授与取消しの措置の概要

東京大学においては、安藤 理氏の学位請求論文に係る盗用の疑いについて調査した結果、下記のとおり不正行為の事実を認定し、平成21年7月8日付で授与した博士（教育学）の学位授与を取り消すことが相当であるとの結論に至った。

### 記

1. 当該学位請求論文「福祉国家への態度形成に関する社会学的研究 ―青年期の社会移動経験に着目して―」においては、他者の文献から出典の記載なく不適切に引き写された箇所が13箇所、出典を記載しているものの、引用符等により引用部分を明確にしていない不適切な引用箇所が1箇所存在する。
2. その主要な部分は、先行研究のレビュー部分において原著にあたる論文を直接引用して本人が論評するのではなく、他者が論評した文章自体を引き写し、あたかも自分の論評であるかのような記述になっている。

### 【取消しの根拠】

#### ■ 東京大学学位規則第17条

（学位授与の取消し）

- 第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。
- 2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。
  - 3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。